

「坂下診療所の事業譲渡に関する基本合意書」の 継続手続きを行いました

令和5年7月に医療法人純正会およびそのグループ会社と締結した「坂下診療所の事業譲渡に関する基本合意書」について期間満了を迎えるため、覚書による継続手続きを行いました。

■日時

令和6年7月12日（金曜日）

■基本合意書の締結相手先

- ・医療法人純正会（名古屋市中川区）：民間移譲に係る運営事業候補者
- ・株式会社下山社（名古屋市中川区）：上記のグループ会社（資産管理）

■主な合意内容

- ・合意書の有効期限を目的に定める内容（事業譲渡契約の締結）に到達した日とし、それが1年を経過する場合は、改めて3者で協議することとする。

※継続手続き時に一部変更あり

■経緯

- ・令和4年8月 民間移譲に係る運営事業候補者を公募（プロポーザル方式）
- ・令和4年9月 民間移譲に係る運営事業候補者を医療法人純正会に決定
- ・令和4年9月 医療法人純正会と協議開始
- ・令和5年7月 「坂下診療所の事業譲渡に関する基本合意書」を締結

お問い合わせ先

病院事業部 経営企画課 担当者：加藤

電話：0573-66-1251（内線4536）